

第201000205928号
平成23年3月29日

鳥取県医師会長
鳥取県東部医師会長
鳥取県中部医師会長
鳥取県西部医師会長

} 様

鳥取県福祉保健部医療政策課長
(公印省略)

新たな地域医療再生計画への掲載予定事業の要望調査について (依頼)

日ごろ本県の保健医療行政の推進に当たって、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、「新たな地域医療再生計画を策定するための具体的提案について (平成23年2月15日付第201000177914号)」により意見をお聞きしたところ、たくさんの御提案をいただきありがとうございました。

「新たな地域医療再生計画を策定に向けた要望調査及び説明会の開催について (平成22年12月27日付第201000153974号)」で要望のあった事業のうち、幅広く要望調査した方が良い事業と併せ、御提案いただいた内容を鳥取県医療審議会及び鳥取県地域医療対策協議会等において検討した結果、別紙「新たな地域医療再生計画に盛り込む事業の補助基準」に記載された事業について要望調査を実施することとなりました。

ついては、別添様式に必要事項を記入し平成23年4月11日 (月) までに当課へ提出していただきますようお願いいたします。

なお、過去の調査と重複する場合につきましても、お手数をお掛けしますが、再度、御記入いただき提出をお願いいたします。

(担当：医療政策課医療政策担当 笠見 電話(0857)26-7228)

記

- 1 提出物 別紙「医療機関等への実施箇所要望調査票」
- 2 提出期限 平成23年4月11日 (月)
- 3 提出方法 郵送、ファクシミリあるいは担当者への電子メール

- 4 提出先 〒680-8570
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県福祉保健部医療政策課
ファクシミリ 0857-21-3048
回答先アドレス： kasamit@pref.tottori.jp

14 在宅医療・在宅ホスピスモデル事業

(目的)

在宅医療・在宅ホスピスについて医療従事者、介護職員及び地域住民に対し啓発し、医療を受ける場の選択肢の一つとして在宅医療・在宅ホスピスがあることについての理解促進をする。

■事業番号 15 事業名：在宅医療・在宅ホスピス啓発事業

(1) 事業内容

モデル的事业として、在宅医療・在宅ホスピスについての医療従事者及び介護職員への研修や地域住民に対する啓発に要する経費に対し補助する。

事業実施主体	補助対象経費	補助率
医療機関、市町村、その他知事が認める者(医師会等)	医療従事者及び介護職員への研修や地域住民に対する啓発に要する経費	10/10

(2) 参考となる額

○医療連携体制推進事業	医療連携体制推進事業に必要な経費(啓発経費等)	1か所あたり	5,170千円
○訪問看護推進事業	在宅医療普及啓発事業		
	・フォーラム等開催費	1か所当たり	457千円
	・普及啓発パンフレット作成等経費	1か所当たり	435千円

■事業番号 16 事業名：在宅医療・在宅ホスピス推進事業

(1) 事業内容

在宅医療や在宅ホスピスを進めていくには「顔の見える関係づくり」が重要であるが、一部機関に限定されていることが多く幅広く広がっていない。その原因、問題点、現在の取り組み状況や今後の取り組むべき内容等について関係機関等に対する調査に要する経費に対し補助する。

事業実施主体	補助対象経費	補助率
医療機関、市町村、その他知事が認める者(医師会等)	在宅医療や在宅ホスピスを進めるため、実態調査及び推進方策に向けた提言を作成するのに要する経費 実態調査費、会議費、消耗品費等	10/10

(2) 参考となる額

○在宅医療連携拠点事業	在宅医療連携拠点事業に必要な人件費、会議費、実態調査費等		
		1か所当たり	18,099千円